

平成18年4月から9月までの間における  
介護給付費等の請求事務に係るQ & A (vol.3)

Q 同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が複数いる場合も、一体的な上限額管理の対象とするのか。

A 同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が複数あり、同一の保護者が支給決定を受けている場合は、当該保護者について一の負担上限月額が設定され、実際上も、当該保護者を通じて複数の障害児の利用者負担額を管理できることから、法律上、負担上限月額を超える部分については現物給付の対象としている。このため、当該保護者の利用者負担額が負担上限月額を超えると見込まれる場合は、上限額管理の方法に準じて、保護者が負担上限月額を超える部分を一旦支払わなくても済むように調整することが基本となる。ただし、技術上、上限額管理が困難な場合等においては、市町村の判断により、償還給付とすることもやむを得ないが、保護者の負担軽減の観点から、出来る限り負担上限月額を超える部分を一旦支払わなくても済むよう工夫して対応されたい。

なお、平成18年4月サービス提供分については、既に請求事務が行われていることから、上限額管理を行っていない場合は、償還給付としても差し支えない。

おって、障害福祉サービスを利用する障害児に係る支給決定を受けている保護者が、自ら障害者として支給決定を受けて障害福祉サービスを利用している場合は、障害児の保護者である立場と支給決定障害者である立場とが、たまたま同一人に帰属しているものであり、世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害者がいる場合と基本的には同様と位置付けられることから、償還給付となる高額障害福祉サービス費の対象となること。(市町村が独自に現物給付化することは可能)

Q 前問のケースで上限額管理を行う場合、具体的にはどのような方法で行うのか。

A 一例としては、以下のような方法が考えられるが、いずれにしても、個々のケースに応じて、市町村が保護者及び関係サービス事業所とあらかじめよく調整しておくことが、円滑な事務処理上必要と考える。

市町村は、上限額管理の対象となる保護者を把握する。

市町村は、利用しているサービス事業所を確認(受給者証も適宜確認)するとともに、保護者に上限額管理を行う旨を説明し、保護者の意向も踏まえてあらかじめ上限額管理者

(上限額管理事業所)を決定し、当該事業所に上限額管理を依頼する。(この場合、依頼届出書を取得するかどうかは市町村の判断とする。)

市町村は、それぞれの障害児に係る受給者証の予備欄に、上限額管理対象者である旨を記載する。その場合、記載は「上限額管理対象者(複数障害児)」とし、合算対象となる他の障害児氏名と受給者番号も記載する。また、併せて、上限額管理者名を記載する。

市町村は、各障害児が利用しているサービス事業所に対し、上限額管理者に利用実績記録票を送付するよう周知する。(併せて、保護者も受給者証を各サービス事業所に提示して、複数の障害児に係る上限額管理対象者である旨の確認を得る。)

上限額管理者は、各月ごとに「利用者負担上限額管理結果票」(様式2-1)を用いて上限額管理を行う。その場合の記載例は、以下のとおり。

- ・受給者番号、障害児氏名は、複数の障害児分を並記する。
- ・「実績記録票等記載額欄」の記載順は、複数の障害児が利用するサービス全体でのサービス提供順を基本とする。
- ・当欄のサービスを提供した事業所の事業所番号又は事業所名欄には、事業所番号又は事業所名の前に障害児名を記載する。

(例) 太郎・A事業所

上限額管理者は、様式2-1から、障害児ごと、サービス事業所ごとに、「利用者負担上限額管理結果票別表」(様式2-2)を作成し、様式2-1と併せて各サービス事業所に送付する。

上限額管理加算の対象となる。

様式2-2を受け取ったサービス事業所は、その内容に基づいて各障害児ごとに請求明細書を作成するとともに、保護者に上限額管理による調整後の利用者負担額を請求する。

注1) 複数の障害児が一のサービス事業所のみからサービスを利用する場合、当該事業所は、各々の障害児に係る利用者負担額を負担上限月額範囲内で割り振り、請求明細書には各々の障害児に係る利用者負担額の内訳(様式2-1を活用しても可)を添付すること。この場合は、一のサービス事業所であることから、必ずしもサービス提供順ではなく、障害児ごとに利用者負担額を徴収する優先順位を付けても差し支えないものとする。

なお、一のサービス事業所であるため、上限額管理加算の対象とはならない。

注2) 保護者が社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用対象となる場合、複数の障害児が同一のサービス事業所を利用するときは、当該サービス事業所は複数の障害児に係る利用者負担額を合算して軽減後の負担上限月額を適用すること。

また、複数の障害児が軽減制度同一管理事業所を利用する場合、当該軽減制度同一管理事業所は、複数の障害児に係る利用者負担額を合算して軽減後の負担上限月額を適用し、「社会福祉法人等負担軽減額調整結果票」(様式3-1)を作成すること。